

## 申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.039

処 分 名	建築協定の認可
処 分 の 概 要	協定内容が一定地域内の土地について法律、条例によらないで財産権の制約を行うものであり、また、その制限内容が後から建築協定区域内の土地の所有者等となった者にもその効力が及ぶという効力を有するものであることから、建築物及び土地の利用、環境の増進、改善の目的に比例した妥当な制限であるかどうかを公的主体が判断し認可するものです。
根拠法令等・条項	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 73 条第 1 項 建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 10 条の 6
審 査 基 準	法令又は条例等の規定において、当該許認可等の判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため示すことはできません。
標準処理期間	60日
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	本庁 4 階建築課窓口への提出
備 考	ホームページのリンク先（関連）： <a href="http://www.city.kasukabe.lg.jp/kenchiku/machi/sumai/kenchikukyoutei.html">http://www.city.kasukabe.lg.jp/kenchiku/machi/sumai/kenchikukyoutei.html</a>

■建築基準法

(建築協定の認可)

**第七十三条** 特定行政庁は、当該建築協定の認可の申請が、次に掲げる条件に該当するときは、当該建築協定を認可しなければならない。

- 一 建築協定の目的となっている土地又は建築物の利用を不当に制限するものでないこと。
- 二 第六十九条の目的に合致するものであること。
- 三 建築協定において建築協定区域隣接地を定める場合には、その区域の境界が明確に定められていることその他の建築協定区域隣接地について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

■建築基準法施行規則

(建築協定区域隣接地に関する基準)

**第十条の六** 法第七十三条第一項第三号の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 建築協定区域隣接地の区域は、その境界が明確に定められていなければならない。
- 二 建築協定区域隣接地の区域は、建築協定区域との一体性を有する土地の区域でなければならない。